

平成27年4月1日から

防火対象物の利用者等の安全・安心のために

違反対象物の公表制度

が始まりました。

※関係法令：福岡市火災予防条例 第47条の2
福岡市火災予防規則 第16条

違反対象物の公表制度とは・・・

重大な消防法令違反のある防火対象物を
福岡市消防局ホームページにて確認できる制度です。

公表の対象	・立入検査で確認した飲食店や物販店などの特定防火対象物で 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備 の設置義務があるもので、それらの設備が未設置であるもの
公表の内容	・防火対象物の名称、所在地 ・違反の内容（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動 火災報知設備の未設置） ・その他消防局長が必要と認める事項（公表日など）
公表の方法	・福岡市消防局ホームページへの掲載 〔 トップ画面に記載がある 建物の防火安全に関する情報 の 防火対象物の消防用設備等の状況の公表 をクリック 〕

防火対象物関係者の方々へ

公表制度に該当する違反対象物は、無届けの増築や接続又はテナントが入れ替わる用途変更によるものがほとんどです。このような変更を検討されている場合は、事前に各行政区の消防署予防課に相談してください。

公表制度の開始について
ご理解とご協力を
お願いいたします。



問い合わせ先 消防局 予防部 査察課 Tel 725-6649